

専 決 処 分 報 告

次の事件は、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、教育委員会に報告し、その承認を求める。

令和8年4月9日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

記

参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令の制定について

処分理由

令和8年4月1日付け組織改正に伴い、規程の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要したので専決処分したものの。



専決第1号

参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令の制定について

別紙のように、参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令を制定することについて、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、専決処分する。

令和8年4月1日

芦屋市教育長 野 村 大 祐



参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令

参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程（昭和63年芦屋市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
所属	職	分掌事務	所属	職	分掌事務
教育部	(略)	(略)	教育部	(略)	(略)
教育統括室	(略)	(略)	教育統括室	(略)	(略)
学校教育室	主幹〔部活動地域展 開担当課長〕	学校支援課の分掌事務のうち (10) 部活動の地域展開に 関すること。	学校教育室		
学校教育改革推進 室	主幹〔幼稚園教育担 当課長〕	(略)	主幹〔幼稚園教育担 当課長〕		(略)
管理課	(略)	(略)	学校教育改革推進 室	(略)	(略)
教職員課	主査（教職員人事担 当課長）	教職員課教職員係の分掌事 務	管理課	(略)	(略)

改正後		改正前	
	当) 務のうち (8) 県費負担職員の服務を監督すること及び任 免その他の進退につい て内申すること。 (9) 県費負担職員の福利 厚生及び公務災害補償 に關すること。 (略)		
社会教育推進課	(略)	社会教育推進課 青少年育成課	(略) 青少年育成課の分掌事務の うち放課後事業に關するこ と。 青少年育成課の分掌事務の うち青少年育成に關するこ と。 (略)
学校教育課	(略)	学校教育課	(略)
学校支援課	主査(部活動地域展 開・生徒支援担当) と (1) 生徒(児童を含 む。)への指導に關す ること。 (9) 部活動に關するこ と。 (10) 部活動の地域展開に 關すること。 (略)		
保健安全・特別支 援教育課	(略)	保健安全・特別支 援教育課	(略)

## 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。